

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年11月19日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年12月6日から同月26日まで縦覧に供する。

平成25年11月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 信末地区	観音寺市経済部農林水産課
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 大原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 岡ノ林地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 野田1号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 野田2号地区	〃
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 大畑寺井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 上出6号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 広野地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 中出地区	〃